

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(7) 公共交通感染症対策事業（公共交通等運行継続助成）

<p>支援内容</p>	<p>市内のバス・タクシー事業者の皆さんにこれまでと変わらず運行を継続し、新型コロナウイルス感染症対策を充実していただくため、助成金を交付します。</p> <p>【助成額】 基礎配分額＋台数配分額（上限100万円） 《基礎配分額》 (1) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台以上の事業者 又は市内の路線バス事業を営んでいる事業者 … 40万円 (2) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台未満の事業者 … 20万円 (3) 市内に営業所を置く事業者 … 10万円 《台数配分額》 (1) 登録しているバス1台につき … 3万円 (2) 登録しているタクシー1台につき … 1万円</p>
<p>対象者</p>	<p>(1) 市内に本社又は営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者 (2) 公共交通事業を引き続き継続する意思がある者 (3) 生活交通維持のため、津山市その他関係団体の要請に応じて、地域や会議等の論議に参画する意思がある者</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山市公共交通等運行継続助成金交付申請書 ・ 企業概要書 ・ 運送事業に関する許可証の写し（営業許可証等） ・ 登録車両一覧 ・ 登録車両の車検証の写し
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課 津山市山北520（津山市役所東庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 申請期間：令和2年10月1日～令和2年11月30日</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2075</p>
<p>備考</p>	